

## 「柔道整復師の施術における患者ごとに償還払いへ変更」 の導入について

柔道整復療養費における受領委任規程に、特定の患者において「受領委任払い」から「償還払い」へ、保険者の裁量により支払方法を変更できる仕組みが規定されました。

当組合においては、該当基準等、事務要領を定めましたので、不適切な患者からの請求がありましたら、規定した手続きにより患者の支払方法を受領委任払いから償還払いへ変更いたします。

当該仕組みは 10 月施術分から導入いたします。

この仕組みを導入することで更に療養費の適正化に努めてまいります。

サザビーリーグ健康健康保険組合